ご逝去に伴う手続ガイドブック

このガイドブックは、死亡届出後に必要な、八戸市役所関係の手続についてまとめております。次ページ以降をご覧いただき、該当する手続があるときは、「手続場所」にてお手続をお済ませください。

八 戸 市 庁

【開庁時間】 月～金 8:15～17:00（祝日、年末年始を除く）

【住所】 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

【内容に関するお問い合わせ】 ☎0178－43－2111（代表）

電話交換手に、問い合わせたい部署の**内線番号をお伝えください**。

市庁舎 手続場所 案内図

別 館

（階）	
10	
9	建築住宅課
8	
7	福祉政策課 農業委員会 農林畜産課
6	環境保全課 都市政策課
5	
4	
3	資産税課 住民税課 収納課
2	障がい福祉課 子育て支援課 こども未来課
1	高齢福祉課

連絡通路

本 館

（階）	
5	
4	
3	
2	
1	国保年金課 介護保険課 市民課 おくやみコーナー

目次

手続チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～11
各種証明書の発行窓口・・・・・・・・・・・・・・・・12
主な持ち物チェックリスト・・・・・・・・・・・・・13～14
おくやみコーナーのご案内・・・・・・・・・・・・・15～16
代理の方が手続に来る場合の委任状について・・・17～
委任状用紙

（掲載情報は令和6年5月1日時点）

手 続 チ ェ ッ ク リ ス ト

【 最初にお読みください 】

・必要な手続の確認にご利用ください。本館から別館、低い階から高い階の順で並べています。

・手続する順番は特に決まっていません。

・手続期限がある場合は「期限」欄に掲載しています。なお、期限が掲載されていない手続もなるべく早目のお手続をお願いします。

・郵送で手続する際の宛先は、「〒０３１－８６８６　〇〇〇課」で届きます。

「おくやみコーナー」（事前予約制）

最短で、予約申込日の４日後（土日・祝日・年末年始を除く）から利用が可能です。
詳細は１５～１６ページをご覧ください。

〇：おくやみコーナーで完了する手続
△：おくやみコーナーで申請書を作成し、職員が担当課までご案内する手続
※表示がない手続はおくやみコーナーでは取り扱わないため、各自でお手続ください。

◆ 主に 市庁**本館** での手続が必要なもの

後期高齢者医療制度

□ 後期高齢者医療制度に加入していた方

おくやみコーナーでの取扱い　〇

手続場所	**国保年金課 ⑪番窓口（本館１階）（内線5528、5530）、** **南郷事務所、市民サービスセンター** ※保険料還付請求書の申請については、国保年金課⑪番窓口又は南郷事務所のみのお取扱いとなります。
手続内容	保険証の返還、葬祭費の申請、受領申立書の申請、保険料還付請求書の申請、相続人代表者指定届の提出（いずれも郵送での手続可）
期　限	葬祭費の申請…葬儀の日から2年以内 保険料還付請求書の申請…保険料額変更決定通知から2年以内
必要なもの	保険証、葬祭執行者の認印、葬祭執行者名義の口座番号がわかるもの 葬祭執行者が確認できるもの（会葬礼状や葬儀のお知らせ等） 相続人代表者の認印、相続人代表者の口座番号がわかるもの

国民健康保険

□ 八戸市国民健康保険に加入していた方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	国保年金課 ⑧番窓口（本館１階）（内線5525、5527）、 南郷事務所、市民サービスセンター
手続内容	保険証の返還、葬祭費の申請、送付先変更届の提出 （いずれも郵送での手続可）
期　限	葬祭費の申請…葬儀の日から2年以内
必要なもの	保険証、葬祭執行者名義の口座番号がわかるもの

国民年金

□ 国民年金に加入していた方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	国保年金課 ⑦番窓口（本館１階）（内線5511、5513）
手続内容	①年金受給者死亡届出、②未支給年金、③死亡一時金、④遺族基礎年金の請求
期　限	②、④は死亡日から５年以内　③は死亡日から２年以内
必要なもの	請求者名義の通帳、請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの等 ※亡くなった方や請求者により必要なものや申請先は異なりますので、窓口でお問い合わせください。また、厚生年金や共済組合に加入していた方は年金事務所へお問い合わせください。 ※申請先が八戸年金事務所の場合は予約が必要です。 八戸年金事務所 ☎0178-44-1742 案内1→2 （八戸市城下四丁目10番20号）

介護保険

□ 介護保険被保険者証の交付を受けていた方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	介護保険課 ⑫番窓口（本館１階）（内線5558、5559）、 南郷事務所、市民サービスセンター
手続内容	保険証等の返還、送付先変更申出書の提出（いずれも郵送での手続可）
必要なもの	保険証等（下記の内、交付されているもの） 被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

市霊園

□ 市営霊園を使用していた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	市民課 ①番 霊園窓口（本館１階）（内線2625、2626）
手続内容	霊園使用権承継の届出（郵送での手続可）
必要なもの	承継される方により異なりますので、事前にお問い合わせください。

外国人

□ 特別永住者証明書をお持ちだった方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	市民課 ③番窓口（本館１階）（内線2624、2631）
手続内容	特別永住者証明書の返還
必要なもの	特別永住者証明書
備　考	特別永住者（外国人）の方限定の手続になります。

カード類

□ 印鑑登録をされていた方（印鑑登録証（青いカード）をお持ちだった方）
□ 住民基本台帳カードをお持ちだった方
□ 個人番号（マイナンバー）カード、個人番号通知カードをお持ちだった方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	市民課 ③番又はマイナンバー窓口（本館１階）、 南郷事務所、市民サービスセンター
手続内容	印鑑登録証の返還・・・・・・・・・・・・・・③番窓口　内線2616 住民基本台帳カードの返還 個人番号カード、個人番号通知カードの返還 ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ窓口　内線2622、2624 内線2631、2632
備　考	これらの「カード」は死亡時より使用できなくなります。上記の手続場所へご返還いただくか、ご遺族で適切な方法にて破棄してください。 ただし、個人番号（マイナンバー）は、生命保険・相続等の手続で使用する場合がありますので、個人番号カード・通知カードはすぐに返還・破棄せず、諸手続が終わるまでお手元にお持ちください。

◆ 主に 市庁**別館** での手続が必要なもの

高齢者福祉

□ 高齢者バス特別乗車証(はつらつ共通バス券)をお持ちだった方

手続場所	高齢福祉課（別館１階）（内線5152、5162）
手続内容	高齢者バス特別乗車証（はつらつ共通バス券）の返還
必要なもの	高齢者バス特別乗車証（はつらつ共通バス券）
備　考	ハチカで高齢者バス特別乗車証を交付しています。 電子マネーやデポジットなど払い戻しがある方は、ハチカ窓口においても手続きが必要になります。詳細は10ページのハチカの欄をご確認ください。

□ 老人福祉電話、緊急通報装置を借りていた方

手続場所	高齢福祉課（別館１階）（内線5152、5162）
手続内容	老人福祉電話、緊急通報装置の返還

□ 介護用品（紙おむつ）の支給を受けていた方

手続場所	高齢福祉課（別館１階）（内線5152）
手続内容	資格喪失の届出(郵送での手続可)

障がい者福祉

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳をお持ちだった方

おくやみコーナーでの取扱い ○

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の返還
必要なもの	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳 届出者の印鑑（精神障害者保健福祉手帳のみ）

障がい者福祉

□ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた方

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	資格喪失の届出
備　考	未支払手当の請求についてはお問い合わせください。

□ 特別児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	資格喪失の届出・未支払手当の請求
必要なもの	戸籍（除籍）謄本（発行1ヶ月以内のもの）、受給者の手当証書、 対象児童名義の通帳（受給者が亡くなった場合）

□ 重度心身障害者医療費助成を受給していた方

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	資格喪失の届出
備　考	状況により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。

□ 心身障害者扶養共済に加入していた方、受取人の方

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	死亡の届出
必要なもの	お問い合わせください。

□ 重度心身障がい者タクシー利用券・自家用車燃料券を利用していた方

おくやみコーナーでの取扱い	○

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	タクシー利用券・自家用車燃料券（未使用分）の返還
必要なもの	重度心身障がい者タクシー利用券・自家用車燃料券

□ 障がい者バス特別乗車証(ほほえみ共通バス券)をお持ちだった方

手続場所	障がい福祉課（別館２階）（内線5211～5214）
手続内容	障がい者バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）の返還
必要なもの	障がい者バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）
備　考	ハチカで障がい者バス特別乗車証を交付しています。 電子マネーやデポジットなど払い戻しがある方は、ハチカ窓口においても手続きが必要になります。詳細は10ページのハチカの欄をご確認ください。

子育て支援

□ 児童手当・特例給付を受給していた方、対象児童の方

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5114）
手続内容	未支払手当の請求（受給者死亡の場合）、これから受給者となる方の認定請求
期　限	死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	対象児童（年長者）の通帳、印鑑、手続される方の本人確認書類（※）

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5114）
手続内容	受給資格消滅又は額改定の届出（対象児童死亡の場合）
必要なもの	手続される方の本人確認書類（※）

□ 児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5113）
手続内容	資格喪失又は額改定の届出
必要なもの	手当証書、手続される方の本人確認書類（※）、死亡診断書のコピー等

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5113）
手続内容	未支払手当の請求
必要なもの	対象児童（年長者）又はその保護者名義の通帳、手続される方の本人確認書類（※）

□ 子ども医療費を受給していた方

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5116）
手続内容	受給資格消滅の届出
必要なもの	受給資格証、手続される方の本人確認書類（※）

□ ひとり親家庭等医療費を受給していた方

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5117）
手続内容	受給資格消滅の届出
必要なもの	受給資格証、印鑑、手続される方の本人確認書類（※） 死亡診断書のコピー等、対象児童（年長者）又はその保護者名義の通帳

※子育て支援課で手続される方の本人確認書類
・個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証など顔写真付き公的身分証明書１点

子育て支援

□ 母子又は父子世帯、児童のみの世帯となった方

手続場所	子育て支援課（別館２階）（内線5113、5117）
手続内容	児童扶養手当の請求、ひとり親家庭等医療費・遺児弔慰金の申請
期　限	遺児弔慰金の申請…死亡日から6か月以内
必要なもの	ご家庭の状況により異なりますので、子育て支援課までご相談ください。
備考	手当については遺族年金との併給はできません。 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費　18歳まで 遺児弔慰金　義務教育終了まで

□ 保育所入所児童の方

手続場所	こども未来課（別館２階）（内線5254）
手続内容	入所児童死亡の届出（郵送又は園経由での手続可※1）
必要なもの	①支給認定証　②手続される方の本人確認書類（※2）、 ③支給認定証に掲載されている保護者の本人確認書類の写し（※2） ※１　郵送の場合、申請書の他に①と③の添付が必要となります。 園経由の場合、申請書の他に①の添付が必要となります。 ※２　こども未来課で手続される方の本人確認書類 …②と③の方が同じ場合、③は不要です。 ・運転免許証、個人番号カードなど顔写真付き公的身分証明書１点 ・顔写真無しの場合は健康保険証+年金手帳など２点

□ 保育所入所児童と同居していた方

手続場所	こども未来課（別館２階）（内線5254）
手続内容	入所児童の同居者死亡の届出（郵送又は園経由での手続可）
期　限	世帯の状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。
必要なもの	

（次ページへ続きます）

納税

□ 不動産（土地、建物）を所有していた方　（他の公的機関での手続）

手続場所	青森地方法務局　八戸支局　☎0178-24-3346 （八戸市根城九丁目13番９号）
手続内容	相続登記の申請
期　限	令和6年4月1日から義務化され、それ以前の相続も義務化の対象となります。詳しくは八戸支局へ直接問い合わせるか、青森地方法務局のホームページをご確認ください。
備　考	必要書類など、手続については、事前にお電話でお問い合わせください。上記番号にかけると自動音声案内につながりますので２を押してください。

↕ 関連

□ 固定資産を所有されていた方

手続場所	資産税課（別館３階）（内線3560、3558）
手続内容	納税通知書の送り先人（相続人）の届出、未登記建物の所有者変更 （いずれも郵送での手続可）
必要なもの	未登記建物の所有者変更については事前にお問い合わせください。
備　考	登記済、未登記にかかわらず、納税通知書の送り先人（相続人）の届出が必要になります。 未登記家屋を所有している場合は、法務局ではなく市役所資産税課への名義変更の届出が必要になります。

□ 個人住民税（市民税・県民税）が課税される方

おくやみコーナーでの取扱い　△

手続場所	住民税課（別館３階）（内線3511～3514）
手続内容	納税通知書の送り先人（相続人）の届出
備考	個人住民税は、１月１日（賦課期日）現在、八戸市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方（納税義務者）に課税されます。 このため、１月２日（賦課期日の翌日）以降に納税義務者が死亡した場合には、相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通知書の送り先人（相続人）の届出が必要になることがあります。

□ 原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた方

おくやみコーナーでの取扱い　△

手続場所	住民税課（別館３階）（内線3516、3517）、 南郷事務所、市民サービスセンター
手続内容	原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更や廃車申請
必要なもの	状況により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。
備　考	他の車種の手続については窓口が異なります。11ページをご覧ください。

納税

□ 死亡者名義の口座から市税・国保税を口座振替していた場合

手続場所	収納課（別館３階）（内線3612、3611）
手続内容	市税等口座振替の解約（電話での手続可）
備　考	新たに口座振替をご希望の場合は、収納課か金融機関での手続が必要になります。

浄化槽

□ 浄化槽の管理者の方

手続場所	環境保全課（別館６階）（内線4257）
手続内容	浄化槽管理者変更報告（郵送での手続可）
期　限	浄化槽管理者が変更となった日から30日以内
備　考	手続については、事前にお問い合わせください。

空き家

□住む方が誰もいなくなった家屋等がある場合

相談場所	都市政策課（別館６階）（内線4756、4757）
相談	空き家に関する相談（管理・相続・活用・売却・空き家バンク登録）
備　考	窓口にてご相談をお聞きして個別に対応いたします。

貸付金

□ 災害援護資金貸付金を市から借受している方及びその連帯保証人の方

おくやみコーナーでの取扱い　△

手続場所	福祉政策課（別館７階）（内線5014、5015）
手続内容	災害援護資金貸付金の借受人（連帯保証人）の死亡届出
期　限	死亡届出から３ヶ月以内
必要なもの	事前にお問い合わせください。

（次ページへ続きます）

農地・森林

□ 農業者年金に加入していた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	農業委員会（別館７階）（内線4012、4013）
手続内容	死亡の届出（農協での手続方法をご案内します）
期　限	死亡後10日以内

□ 農地を所有していた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	農業委員会（別館７階）（内線4014、4015）
手続内容	農地の相続人の届出 （郵送での手続可）
期　限	おおむね10か月以内

□ 農地について相続税又は贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けていた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	①相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合 八戸税務署　資産課税部門　☎0178-43-0141 （八戸市江陽二丁目９番45号） ②不動産取得税の徴収猶予の適用を受けていた場合 三八地域県民局　県税部　☎0178-27-4455 （八戸市大字尻内町字鴨田７番地）
手続内容	①相続税又は贈与税の免除届出 ②不動産取得税の免除申請
期　限	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内
備考	納税（徴収）猶予適用中の農地の相続人、贈与者又は受贈者が死亡した場合は、猶予税額の免除を受けるために免除届出書等の提出が必要です。 納税（徴収）猶予の適用を受けていたか不明の場合は、農業委員会（別館７階　内線4012、4013）へお問い合わせください。 必要書類については、手続場所へお問い合わせください。

□ 森林を所有していた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	農林畜産課（別館７階）（内線4054）
手続内容	森林の取得の届出
備　考	相続登記が完了してからの手続になります。

市営住宅

□ 市営住宅に入居していた方

おくやみコーナーでの取扱い △

手続場所	市営住宅指定管理者（別館９階 建築住宅課内）（内線4567、4566）
手続内容	市営住宅入居者異動届、入居継続の申請又は退去手続
必要なもの	事前にお問い合わせください。

◆ 出先機関 での手続が必要なもの

飼い犬

□ 犬を飼っていた方　　おくやみコーナーでの取扱い　○

手続場所	総合保健センター３階　衛生課　☎0178-38-0721 （八戸市田向三丁目６番１号）
手続内容	飼い犬の登録事項の変更 （犬の新所在地が八戸市内の場合に限り、郵送・電話での手続可）
期　限	登録事項の変更が生じてから30日以内
備　考	手続については、事前にお電話でお問い合わせください。

貸付金

□ 母子父子寡婦福祉資金貸付金を借受している方　　おくやみコーナーでの取扱い　○

手続場所	総合保健センター３階　こども家庭相談室　☎0178-38-0703 （八戸市田向三丁目６番１号）
手続内容	母子父子寡婦福祉資金貸付金の借受人（連帯保証人）の死亡届出 （郵送での手続可）
備　考	手続については、事前にお電話でお問い合わせください。

ハチカ

□ハチカ（八戸圏域地域連携ＩＣカード）をお持ちだった方

手続場所	［市営］旭ヶ丘営業所 （八戸市大字新井田字小久保頭４番地１） ［市営・南部］八戸ポータルミュージアムはっち （八戸市大字三日町11番地１） ［市営・南部］はちのへ観光案内所（ＪＲ八戸駅２階） （八戸市大字尻内町字館田１番地１） ［南部］ラピアトラベルカウンター （八戸市江陽二丁目14番１号） ［南部］八戸営業所 （八戸市大字是川字二ツ屋６番地79） ☎0178-25-5141（市営）／　☎0178-44-7111（南部）
手続内容	ハチカの返却及び払い戻し
必要なもの	ハチカ、手続きに来る方の本人確認書類、会葬礼状もしくは亡くなられた方の死亡届等（写し）
備　考	※定期券として利用していた場合、事前に定期券発行事業者（市営バス・南部バスなど）の窓口での手続きが必要になります。 ※有効期限内の高齢者・障がい者バス特別乗車証（はつらつ・ほほえみ共通バス券）については、事前に高齢福祉課または障がい福祉課でのお手続きをお願いします。 ※高齢者・障がい者バス特別乗車証（はつらつ・ほほえみ共通バス券）は、払い戻しが無い場合がありますので、高齢福祉課・障がい福祉課でのお手続きの際にお確かめください。 ※個人情報を登録していないハチカ（無記名式）は共同利用可能なため、必ずしも返却及び払い戻しをする必要はありません。

◆ （参考）他の公的機関 での手続

注）あくまでも参考ですので、持ち物や期限などはそれぞれの手続先へお問い合わせください。

□ 水道を使用していた方

手続場所	八戸圏域水道企業団　料金課　☎0178-70-7010 （八戸市南白山台一丁目11番１号）
手続内容	①水道の使用中止又は使用者及び支払者名義の変更 ②所有者変更届（給水装置が自己所有の方）

□ 恩給受給・援護年金を受給していた方

手続内容	【恩給受給者が死亡】　総務省 人事恩給局　☎03-5273-1400 【援護年金受給者が死亡】　厚生労働省 社会･援護局援護課　☎03-5253-1111
必要なもの	恩給証書の記号番号が分かるもの

□ 不動産を所有していた方・・・７ページの同項目をご参照ください。

□ 農地について相続税又は贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けていた方・・・９ページの同項目をご参照ください。

□ 国税関係

手続場所	八戸税務署　☎0178-43-0141（八戸市江陽二丁目９番45号）
手続内容	相続税、所得税、消費税の申告・納税

□ 自動車・バイクを所有していた方

手続場所	【普通自動車・二輪の小型自動車・軽二輪】 八戸自動車検査登録事務所　☎050-5540-2009 （八戸市桔梗野工業団地二丁目12番12号）
	【軽自動車（軽三・軽四輪）】 軽自動車検査協会八戸支所　☎050-3816-1832 （八戸市北インター工業団地一丁目９番２号）
手続内容	名義変更・廃車申請

□ 運転免許証をお持ちだった方

手続場所	八戸自動車運転免許試験場（八戸警察署）　☎0178-24-4415 （八戸市城下一丁目16番25号）
手続内容	運転免許証の返納

各 種 証 明 書 の 発 行 窓 口

・相続手続用に取得されることが多い証明書を掲載しています。

・各証明書に期限はありませんが、提出先で期限を定めている場合（証明書の発行日から３ヵ月以内等）がありますので、提出先へご確認ください。

・詳しい内容や請求用紙は市のホームページに掲載しています。

□ 住民票、亡くなった方の住民票（除票）
□ 戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票
□ 印鑑登録証明書（ご遺族のもの）

窓　口	市民課 ③番窓口（本館１階）（内線2616）、 南郷事務所、市民サービスセンター
必要なもの	・窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、個人番号（マイナンバー）カードなど顔写真付き公的身分証明書１点、顔写真無しの場合は健康保険証と診察券など２点） ・亡くなった方の住民票（除票）が必要な場合は、請求する理由や提出先が分かる書類 ・印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証
料　金	住民票・除票、戸籍の附票、印鑑登録証明書・・・300円 現在の戸籍・・・450円 改製原戸籍、除籍・・・750円
委任状が必要な場合	・亡くなった方の証明書については17ページをご覧ください ・住民票…本人や同一世帯員以外の方が手続に来るとき ・戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票…本人、配偶者又は本人の直系親族以外の方が手続に来るとき ・印鑑登録証明書…委任状は不要ですが本人の印鑑登録証が必要です
備　考	・お急ぎで戸籍・除籍が必要な方は窓口で予約をしてください。（死亡届出後の記載には数日を要します。） ・市民課③番窓口のみ、平日は18時まで、土曜日は8時15分から12時まで開設しています。

□ 市税に関する証明書

窓　口	資産税課（別館３階）（内線3558）、南郷事務所、市民サービスセンター
必要なもの	・窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、健康保険証等） ・亡くなった方の証明書が必要な場合は、亡くなった方の戸籍（除籍）の写し、相続人との相続関係が確認できる戸籍（除籍）の写し
料　金	課税（所得）証明書（ご遺族のもの）・・・300円（１年度） 資産証明書（評価証明）・・・300円（１名義５件ごと） 納税証明書・・・300円（１年度１税目）
委任状が必要な場合	・亡くなった方の証明書については17ページをご覧ください ・ご遺族分の課税（所得）証明書…本人以外の方が手続に来るとき

主な持ち物チェックリスト

お越しの際には、以下のうち当てはまるものをお持ちください。

●ご遺族（手続に来る方）のもの

□ご逝去に伴う手続ガイドブック

□ 認印（手続に来る方、喪主、相続人代表者※）

※相続人代表者…市からの通知などを受け取る方。また、後期高齢者医療制度の医療給付費の支給等がある場合に受け取る方。

□ 手続に来る方の本人確認書類

・公的機関が発行した顔写真付きのもの（１点）

（運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、パスポート等）

・顔写真付きのものがない場合は２点

（健康保険・介護保険などの被保険者証、年金手帳）

□ 預貯金通帳（喪主、相続人代表者）

□ 葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（会葬礼状、葬儀のお知らせ、新聞広告、葬儀費に係る領収書等のうちいずれか一つ）

□ 個人番号（マイナンバー）が分かるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）

◇相続人代表者が来庁されない場合

□ 委任状（このガイドブックの最終ページ）

◆亡くなった方のもの

【後期高齢者医療制度・国民健康保険】

□ 保険証（後期高齢者医療被保険者証、または国民健康保険被保険者証）

□ 各種認定証（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証）

【介護保険】

□ 保険証（介護保険被保険者証）　□ 介護保険負担割合証

□ 介護保険負担限度額認定証　□ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

【国民年金】

☐ 年金証書、年金手帳

【カード類】

☐ 印鑑登録証　　☐ 住民基本台帳カード（住基カード）

【高齢者福祉】

☐ 高齢者バス特別乗車証（はつらつ共通バス券）

【障がい者福祉】

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳（療育手帳）

☐ 各種受給者証　　☐ 障がい者バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）

☐ 重度心身障がい者タクシー利用券・自家用車燃料券（未使用分）

【森林・山林を所有の場合】

☐ 固定資産税課税明細書、登記簿、資産証明書等

【その他】

☐

☐

☐

※　相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。

【 参考：法定相続人について 】

・亡くなった方に配偶者がいるとき、配偶者は常に法定相続人です。
・亡くなった方の子は、第一順位の法定相続人です。
・子がすでに亡くなっているとき、その子(孫)が法定相続人です。（子の配偶者(嫁や婿)は、法定相続人にはなりません。）
・第一順位の人がいないとき、亡くなった方の父母が第二順位の法定相続人です。
・第一順位、第二順位の人がいないとき、亡くなった方の兄弟姉妹が第三順位の法定相続人です。
・兄弟姉妹が既に亡くなっているとき、その子(甥・姪)が法定相続人です。

※参照元：国税庁 HP（タックスアンサー　№4132　相続人の範囲と法定相続分）

おくやみコーナーのご案内

ご逝去に伴う手続をお手伝いします（事前予約制）

「おくやみコーナー」では次の４つのことを行い、できる限りご遺族のご負担を軽減します。

① 予約受付後、関係各課へ照会して**必要な手続を絞り込みます。**
② 氏名、住所などの情報を**印字した申請書類をご用意**します。
③ 利用日当日、葬祭費などの**申請**や保険証などの**返還を受付**します。
④ おくやみコーナーで完了しない手続は、職員が**担当課窓口まで付き添って**
ご案内します。

予約方法・ご利用の流れ

（１）おくやみコーナーの利用を希望される場合は、**電話または LINE での予約が必要**です。**4 日後**（いずれも土日・祝日・年末年始を除く）**からご予約できます。**

◇ おくやみコーナーで全ての手続ができるわけではありません。当ガイドブック１～11 ページのうち、

おくやみコーナーでの取扱い	○または△

の表示があるもののみとなります。

○：おくやみコーナーで完了
△：おくやみコーナーで申請書を作成し、職員が担当課までご案内
（表示がない手続はおくやみコーナーでは取り扱わないため、各自でお手続ください）

◇ **おくやみコーナーを必ず利用する必要はありません。**直接、各手続場所にてお手続いただけます。その場合、予約は不要です。

〔 LINE 予約申込 〕

「予約・申請」→「来庁予約」

〔 電話予約申込 〕 ☎ ０１７８－４３－９４７３
【電話受付時間】 **午前８時 30 分～午後４時**
（土日・祝日・年末年始を除く）

◇予約申込時に次のことをお聞きしますので、事前にご確認ください。

（電話の場合は 20 分程度かかりますので、お時間に余裕がある時にお願いいたします。
LINE での予約の場合、電話での確認が必要になる場合がございますので、ご了承願います。）

● ご希望の利用時間（土日・祝日・年末年始を除く）

①午前９時～　②午前 10 時 30 分～　③午後１時～　④午後３時～

（おくやみコーナー利用後に、複数の課で手続が必要な場合もありますので、お時間に余裕を持ったご予約をお願いします。）

● お亡くなりになった方の氏名、生年月日、住所、亡くなった日、葬儀の日

● 以下の方の氏名・生年月日、住所、電話番号（日中連絡がとれるもの）、故人から見た続柄

・手続に来る方

・喪主の方

・相続人代表者（相続人を代表して、市からの通知などを受け取る方。また、後期高齢者医療制度の医療給付費の返還等がある場合に受け取る方。）

（２）ご利用日の前日に、必要な持ち物をお電話または LINE でお伝えします。（前日が土日・祝日・年末年始の場合はその前日）

（３）ご予約の時間に、八戸市庁 本館１階 おくやみコーナー へお越しください。

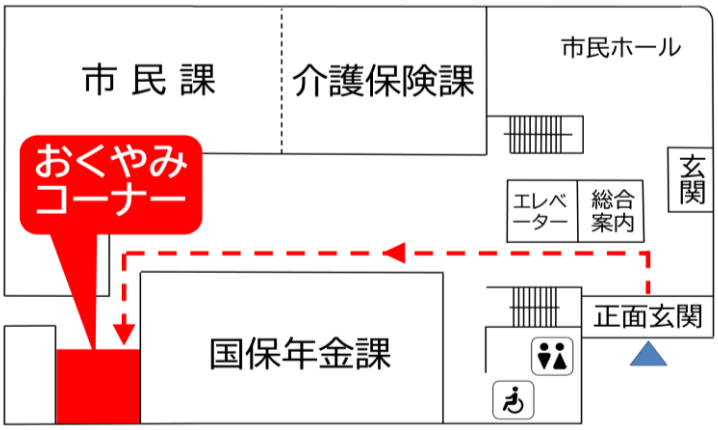

代理の方が手続に来る場合の委任状について

相続人や喪主の代理の方が手続に来るときは、委任状が必要な場合があります。
下記の一覧表をご確認いただき、委任状が必要な場合は次ページの用紙をご利用ください。
（おくやみコーナーを利用しない方もお使いいただけます。）

【申請・届出】 （代表電話：0178-43-2111）

手続名・掲載ページ	委任状が必要な場合	問合せ先
葬祭費の申請（受領）（国民健康保険）（P2）	葬祭執行者（喪主）以外の方に振り込むとき（委任者は喪主）	国保年金課（内線 5520）⑧番窓口
霊園使用権承継の届出（P2）	お墓を引継ぐ方の代理人が手続に来るとき	市民課（内線 2625）①番窓口
納税通知書の送り先人（相続人）の届出（P7）	相続人の代理人が手続に来るとき	住民税課（内線 3513）
農地の相続の届出（P9）	相続人の代理人が手続に来るとき	農業委員会（農政課）（内線 4014）
森林の取得の届出（P9）	相続人の代理人が手続に来るとき	農林畜産課（内線 4054）
市営住宅入居継続の申請又は退去手続（P9）	入居継続承認申請時、新名義人となる人の代理人が手続に来るとき	建築住宅課（内線 4567）
市営住宅入居者異動届（P9）	入居者の代理人が手続に来るとき	

【証明書（亡くなった方のもの）】（P12）

手続名	委任状が必要な場合	問合せ先
住民票除票の請求及び受領	相続人の代理人が手続に来るとき	市民課（内線 2616）③番窓口
戸籍、改製原戸籍、除籍、附票の請求及び受領	・亡くなった方の配偶者又は直系親族の代理人が手続に来るとき ・（上記以外）相続人の代理人が手続に来るとき	
市税に関する証明書の請求及び受領	相続人の代理人が手続に来るとき	資産税課（内線 3558）

《「相続人の代理人」の例》

・夫婦の一方が亡くなった場合、配偶者と子が相続人となりますが、相続人以外の方（例：子の妻）が代理で手続に来る場合、配偶者又は子が記入した委任状が必要です。

注意事項

※**委任者がすべてを記入**し、原本を提出してください。（コピーしたものは無効です）

※鉛筆や消せるペンなどの消せる筆記用具で記入しないでください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委 任 状（死亡に伴う手続用）

（宛先） 八戸市長

令和　　年　　月　　日作成

【委任者】（頼む方）

死亡者との続柄（ 配偶者・子・父母・孫・祖父母・喪主・

その他＿＿＿＿＿＿＿＿）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　：　大正　・　昭和　・　平成　　年　　月　　日

日中の連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

【代理人】（頼まれて窓口に来る方）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　：　大正　・　昭和　・　平成　　年　　月　　日

《＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿》の死亡に伴う、裏面の手続に関する一切の権限

裏面も記入してください

委任事項（委任する事項に✔を付けてください）

☐ 国民健康保険（葬祭費）の申請（受領）

☐ 霊園使用権承継の届出

☐ 納税通知書の送り先人（相続人）の届出（住民税）

☐ 森林の取得の届出

届出に係る森林の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿面積(ha)＿＿＿＿

☐ 市営住宅入居継続の申請又は退去手続

☐ 市営住宅入居者異動届

委任者の団地名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

部屋番号＿＿＿＿棟＿＿＿＿号

☐ 住民票・除票の写しの請求及び受領

・除票の写し＿＿＿通　　・住民票の写し＿＿＿通

☐ 戸籍に関する証明書の請求及び受領

・必要な証明書〔 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 〕を＿＿＿通

☐ 氏名〔 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 〕（委任者から見た続柄＿＿＿＿）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を各＿＿＿通

☐ 死亡者と委任者の続柄が分かる戸籍＿＿＿通

☐〔 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〕について記載のある戸籍＿＿＿通

☐ 市税に関する証明書の請求及び受領

☐ 遺族年金用 ： 課税(所得)証明書　令和 ＿＿＿年度分を＿＿＿通

☐ 相続登記用 ： 評価証明　令和 ＿＿＿年度分を＿＿＿通

（ 土地 ： 全部 ・ 一部 ）　（ 家屋 ： 全部 ・ 一部 ）

（注 1）評価証明の請求をする場合は、死亡の事実が確認できる戸籍及び死亡者と委任者の相続関係が確認できる戸籍をお持ちください。

（注 2）相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価証明が必要です。
評価証明は、毎年４月１日に最新年度が替わります。

（宛先） 八戸市農業委員会長

☐ 農地の相続の届出

原本保管 ： おくやみコーナー／（　　）課

おくやみコーナー利用日：令和　　年　　月　　日（利用者番号：　　）

確認印